

第 6220 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月18日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 少額物品のお中元

**Q** : 間もなく、お中元の季節ですが、いわゆる、少額物品の贈答は交際費にならないのですか？

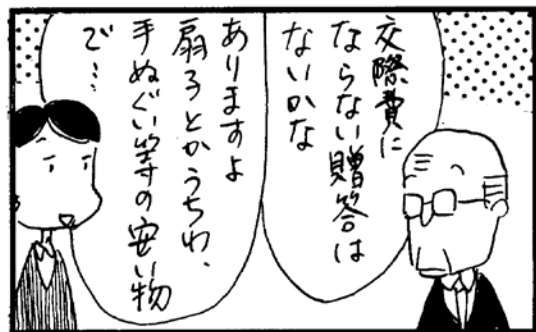
**A** : カレンダーや手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品の贈与については、広告宣伝費とすることができますが、少額物品が交際費にならないということはありません。

### 【解説】

交際費とは、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものですから、中元や歳暮の贈答費用は、当然ながら、原則、交際費に該当します。

ただし、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するための費用は、得意先等に対する贈答品であっても、①広告宣伝的な要素を含んでいること、②習慣として行われるものであること、③金額が少額であることなどから、これらに要する費用は、交際費に含めなくてよく、広告宣伝費として取り扱うことができることになっています。

なお、購入単価が3,000円以下の物品をリベートとして交付する場合の費用は、交際費に該当しないという取扱いがありますが、これはあくまでも、売上割戻等と同様の基準で行われる少額物品の交付の取扱いですから、お中元やお歳暮には適用することはできません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】